

交通運輸事業者DX推進支援金・補助金事業者用Q&A

目次

1 申請全般に関する質問

- Q1 支援金・補助金の申請対象者は？
- Q2 支援金・補助金の対象となる業務DXに資するシステム等とは具体的にどのようなものですか？
- Q3 ドライブレコーダー・デジタコ・ETCの導入は支援金・補助金の対象になりますか？
- Q4 リース契約で新たにシステム等を導入する場合でも、支援金・補助金の対象になりますか？
- Q5 支援金・補助金の申請に必要な書類は？
- Q6 支援金・補助金の申請方法は？
- Q7 支援金・補助金の申請期間はいつですか？
- Q8 補助金を活用してシステム等を導入したいのですが、先に支援金支給を申請することはできますか？
- Q9 支援金の使途に制限はありますか？
- Q10 既にシステム等を導入済みの場合は、どのように申請すればよいですか？
- Q11 同じ法人でバスとタクシー、バスとトラックなど複数の事業を行っている場合は、どのように申請すればよいですか？
- Q12 システム等の納品が令和9年2月28日までに納品されていれば、当社から納入業者への支払いが完了していなくても、支援金・補助金は交付されますか？

2 補助金に関する質問

- Q13 補助金の上限はいくらですか？
- Q14 他の補助金や助成金と併用できますか？
- Q15 県外の本社又は支店で実施する事業は補助対象事業になりますか？
- Q16 システム等の納入時期の都合から早期に事業に着手したいのですがどうすればよいですか？
- Q17 事業内容が変更になった場合はどのような手続きが必要ですか？
- Q18 事業を中止する場合にはどのような手続きが必要ですか？
- Q19 事業の実績報告はいつまでに行えばよいですか？
- Q20 実績報告にはどのような書類の添付が必要ですか？
- Q21 補助金はいつ支払われますか？

3 支援金に関する質問

- Q22 支援金の上限はいくらですか？
- Q23 システムを導入してから年月が経っているが、支援金の対象となりますか？
- Q24 支援金の対象車両数は業務DXに取り組んだ車両のみが対象ですか？
- Q25 特定バスは対象となりますか？
- Q26 支援金の対象となる車両は申請日時点で車検が有効な車両ですか？
- Q27 支援金の対象となる車両数のカウント方法について、トレーラーヘッドとトレーラー（荷台）は別々にカウントして2両分の支援金を申請してよいですか？
- Q28 支援金の申請台数一覧は何台まで記載できますか？
- Q29 申請日時点とその後で車両状況が変わった場合は、報告の必要がありますか？
- Q30 支援金はいつ支払われますか？

4 その他

- Q31 運送事業に係る許可書を紛失している場合はどうすればよいですか？
- Q32 県税に滞納が無いことを証する書類(納税証明書)は、いつまでのものが有効ですか？
- Q33 支援金・補助金の交付決定後に書類の修正は可能ですか？

1 申請全般に関する質問

Q1 支援金・補助金の申請対象者は？

A1 下記①～③のすべてに該当する事業者が申請対象者です。

- ①遠隔点呼システムなどの業務DXに資するシステム等を導入済又は導入予定の事業者
- ②群馬県内に本社又は営業所を有する事業者
- ③バス事業者（貸切バス含む）、タクシー事業者、トラック事業者

Q2 支援金・補助金の対象となる業務DXに資するシステム等とは具体的にどのようなものですか？

A2 業務DXに資するシステム等を群馬県内の本社又は営業所に導入予定若しくは導入済である必要があります。対象システムの例は下記のとおりであり、具体的なシステム名や製品名を指定するものではありません。下記システム以外にも国土交通省のDX/GX補助金の対象システム等や、国土交通省「デジタル化の手引き」に記載のあるシステム等も対象となり得ますので、群馬県HP記載の問い合わせ先まで、事前に

ご相談ください。

【業務DXに資するシステム等の例】

- ① バス事業者→遠隔点呼システム・自動点呼システム・運行計画作成システム等
- ② タクシー事業者→遠隔点呼システム・自動点呼システム・配車アプリ等
- ③ トラック事業者→遠隔点呼システム・自動点呼システム・運行計画作成システム・業務受発注管理システム等

Q3 ドライブレコーダー・デジタコ・ETCの導入は支援金・補助金の対象になりますか？

A3 ドライブレコーダー導入は、交通事故やトラブル時の客観的な証拠確保が主たる目的と考えられるため、ドライブレコーダー単独で機器を導入する場合は、補助対象外となります。ただし、デジタルタコグラフと連携した機器や、クラウドにデータが連携し遠隔地で確認可能となる機器など、業務効率化につながるものと判断できるものについては、補助対象となる場合もありますので、個別にお問い合わせください。通常のデジタコは、国土交通省のDX/GX補助金の対象システム等には該当しないものの、アナタコと比較し業務の効率化に寄与している側面もあることから、支援金に限り対象となります。なお、ETCは高速道路等有料道路を利用するための一般的な機器であることから、業務DXに資する機器として認められません。

Q4 リース契約で新たにシステム等を導入する場合でも、支援金・補助金の対象になりますか？

A4 今回の補助金は、新たにシステムを導入する際の機器等購入費を補助するもので、リース契約によるシステム導入は、補助金の対象になりません。ただし、支援金については、リース契約でもシステムが導入されていれば対象になります。

Q5 支援金・補助金の申請に必要な書類は？

A5 申請にあたって必要な書類は次のとおりです。

(1) 支援金

- ① 交付申請書(様式第1号)
- ② 各運送事業者の許可証の写しもしくは3か月以内に発行された証明願の

写し

- ③ 申請車両一覧(参考様式)
- ④ 支援金対象車両の自動車検査証記録事項の写し
- ⑤ 業務効率化に資するシステム等の導入計画
(システム等導入済の場合は業務 DX 実績報告書)
- ⑥ 関東運輸局に提出している事業報告書一式の写し(直近年度分)
- ⑦ 3か月以内に発行された県税に滞納がないことを証する書類(納税証明書)の写し
- ⑧ 誓約書(暴力団関係)
- ⑨ 不法就労対策に係る誓約書
- ⑩ 振込先口座番号がわかる通帳等の写し

(2) 補助金

- ① 交付申請書(様式第1号)
- ② 補助金額の算定根拠資料(様式第1号-1)
- ③ 補助対象経費に係る見積書
- ④ 国又は地方公共団体の支援制度を活用している場合にはその内容と額を証明する書類(国庫補助・地方公共団体補助に係る提出書類の写し等)
- ⑤ 各運送事業者の許可証の写しもしくは3か月以内に発行された証明願の写し
- ⑥ 関東運輸局に提出している事業報告書一式の写し(直近年度分)
- ⑦ 3か月以内に発行された県税に滞納がないことを証する書類(納税証明書)の写し
- ⑧ 誓約書(暴力団関係)
- ⑨ 不法就労対策に係る誓約書
- ⑩ 振込先口座番号がわかる通帳等の写し
- ⑪ 交付決定前に事前着手を行う場合は事前着手届(様式第5号)

Q6 支援金・補助金の申請方法は?

A6 申請方法は、以下のとおりです。事業者によって申請方法が異なりますのでご留意ください。

- ① バス事業者・タクシー事業者
県庁交通イノベーション推進課に電子メール若しくは郵送で申請
- ② トラック事業者
ア 群馬県トラック協会の会員事業者は、群馬県トラック協会へ電子メール・持参・郵送のいずれかの方法で申請
(→トラック協会が申請を取りまとめ→県庁交通イノベ課)

イ 群馬県トラック協会の会員事業者ではない事業者は、県庁交通イノベーション推進課に電子メール若しくは郵送で申請

Q7 支援金・補助金の申請期間はいつですか？

A7 申請期間は、5月11日から10月30日までの予定です。多数の申請が見込まれるため、申請期間を2回に区切って受け付けますので、期間内に申請してください。

- 第1次受付 5月11日から7月31日の17時まで（必着）
- 第2次受付 9月1日から10月30日の17時まで（必着）

Q8 補助金を活用してシステム等を導入したいのですが、先に支援金支給を申請できますか？

A8 本事業では、システム導入意向がある事業者は支援金の交付申請を先行して行うことができます。ただし、システム等の導入が行われない場合には支援金の交付決定を取り消し、支出済みの支援金を返還する必要がありますのでご注意ください。

Q9 支援金の使途に制限はありますか？

A9 支援金の使途に制限はありません。例えば、支援金と補助金を組み合わせてシステム等導入経費に充当することも可能です。

Q10 既にシステム等を導入済みの場合は、どのように申請すればよいですか？

A10 既に業務DXに資するシステム等を導入済みの事業者は、下記のいずれかの方法で申請してください。

- ① 新たに導入するシステム等はなく、支援金の支給のみ申請
→支援金申請書類に必要書類を添付して提出してください。その際に導入済みシステムの状況が分かる書類（システム概要の説明や写真など）の添付が必要になります。
- ② 新たに導入するシステム等がある場合
→支援金+補助金の申請が可能です。

Q11 同じ法人でバスとタクシー、バスとトラックなど複数の事業を行っている場合は、どのように申請すればよいですか？

A11 支援金・補助金ともに申請は1事業者1回となりますので、1社で複数

の事業を実施している場合は、複数事業を合算して1つの申請にまとめてください。(【例1】参照)

ただし、同一企業グループ内の別法人の場合は、各法人単位で申請してください。(【例2】参照)

【例1】(株)〇〇交通がバス・タクシーの2つの事業を実施

→支援金対象のバス●両、タクシー●両をまとめて1つの申請書で提出(バス●万円、タクシー●万円 計●万円)

→システム導入DX補助金 バス●●システム導入費●円、
タクシー●●システム導入費●円をまとめて1つの申請書で提出

【例2】〇〇グループの〇〇運輸(株)はトラック事業、(株)〇〇

バスはバス事業を実施

→各法人単位で支援金・補助金を申請

Q12 システム等の納品が令和9年2月28日までに納品されていれば、当社から納入業者への支払いが完了していなくても、支援金・補助金は交付されますか？

A12 令和9年2月28日までに納品及び納入業者への支払いが完了している必要があります。納品だけでは要件を満たさず交付対象外となり、支援金・補助金は交付されませんので、必ず支払いまで完了するようご注意ください。

2 補助金に関する質問

Q13 補助金の上限はいくらですか？

A13 補助金の上限は下記のとおりです

補助率1/2 1事業者あたり10万円

なお、補助金については事業者単位の補助であることから、市町村委託路線バスの運行に係る業務DXに資するシステム導入も補助対象となります。

※群馬県内を含む複数の拠点でシステム等を導入した場合でも、補助金上限は1事業者あたり10万円となります。

Q14 他の補助金や助成金と併用できますか？

A14 本補助金では、他の補助金や助成金との併用について制限はしていません。ただし、他の補助金や助成金の交付決定を受けた場合、その交付決定額と本事業の交付額が事業費を超えない範囲で交付することとなります（様式第1号—1「補助金額の算出根拠資料」参照）。

Q15 県外の本社又は支店で実施する事業は補助対象事業になりますか。

A15 補助対象事業の実施は群馬県内の本社または営業所において、いずれか一拠点でも実施されている必要があります。主たる事業実施場所が県外か県内の本社又は営業所のいずれであるかは、問いません。
なお、交付決定（様式第2号）前又は事前着手届（様式第5号）提出前に県外の本社又は営業所において事業開始した場合は、群馬県内の本社又は営業所において交付決定後又は事前着手届提出後に事業を実施した場合であっても、補助対象とならないためご注意ください。

Q16 システム等の納入時期の都合から早期に事業に着手したいのですがどうすればよいですか？

A16 交付決定前に着手する必要がある場合には、補助金交付要綱第12条の規定により、交付申請時に交付決定前事前着手届（様式第5号）を添付してください。ただし、本事業の補助対象期間内に着手しようとするものに限りません。交付申請前に着手した事業は対象外です。

Q17 事業内容が変更になった場合はどのような手続きが必要ですか？

A17 交付決定後に、補助対象事業の変更が生じる場合には、補助金交付要綱第10条の規定に基づき、補助金変更承認申請書（様式第3号）を提出してください。

Q18 事業を中止する場合にはどのような手続きが必要ですか？

A18 交付決定後に補助事業を中止しようとするときは、補助金交付要綱第19条の規定により書面（任意様式）により提出してください。

Q19 事業の実績報告はいつまでに行えばよいですか？

A19 交付決定を受けた事業が完了した後1か月以内又は令和9年2月28日のいずれか早い日までに完了実績報告書（様式第7号）により実績報告を行ってください。

Q20 実績報告にはどのような書類の添付が必要ですか？

A20 実績報告には、完了実績報告書(様式第7号)と整備に係る領収書及び写真や仕様書(カタログも可)を添付してください。

Q21 補助金はいつ支払われますか？

A21 補助金の支払いは、完了実績報告書(様式第7号)提出後、審査を行い交付額の確定をします。その後、申請書類に記載された振込先口座にお振込みします。

3 支援金に関する質問

Q22 支援金の上限はいくらですか？

A22 支援金の上限は下記のとおりです。すべて群馬県内の営業所で所有する車両を対象とします。

① バス事業者 1両あたり2万円

なお、バス事業者が運行する乗合バスについては、自主運行路線バス(高速バス含む)車両に限定されますのでご注意ください。国補助である地域間幹線系統補助やフィーダー補助等を受けている車両については、対象となります。

② タクシー事業者 1両あたり2万円

なお、市町村の依頼を受け運行する車両は除くものとします。(一般乗用としても併用している場合は対象となります)。

③ トラック事業者 1両あたり1万円(1事業者上限20両)

Q23 システムを導入してから年月が経っているが、支援金の対象となりますか？

A23 システム導入により、省力化が図られるなど、具体的に生産性向上につながっている事実を説明できること、及びシステムが稼働中であることを要件としていますので、システムの導入年月日は問いません。よって、古いシステムであっても支援金の対象となります)

Q24 支援金の対象車両数は業務DXに取り組んだ車両のみが対象ですか。

A24 本支援金は業務DXにより生産性向上に取り組む事業者を支援するものですので、群馬県内の営業所いずれか1拠点でもDXに取り組んでいれば、群馬県内の営業所等で保有する全台が支援金の対象となります。

タクシー事業者の例を挙げると、県内の営業所において合計10台のタクシーを保有し、そのうち1台だけ配車アプリに対応している場合については、支援金の対象車両数は1台ではなく10台となります。
なお、Q15の回答とも重複しますが、県外の営業所でのみDXに取り組み、群馬県内の営業所においてDXに取り組んでいない場合は、本支援金・補助金の申請はできませんのでご注意ください。

Q25 特定バスは対象となりますか？

A25 対象となります。申請書（様式第1号）は、一般貸切旅客自動車に車両数および申請額を含めて申請をください。なお、特定旅客自動車も1両あたり2万円です。

Q26 支援金の対象となる車両は申請日時点で車検が有効な車両ですか。

A26 令和8年4月1日時点又は申請日時点のいずれかで車検が有効な車両が、支援金の対象車両となります。申請に添付する自動車検査証記録事項にて、令和8年4月1日時点で車検有効であれば、申請日時点では代替え予定等で一時抹消登録中の車両も対象となります。その場合、代替え後の車両の自動車検査証記録事項の後日提出は不要です。

Q27 支援金の対象となる車両数のカウント方法について、トレーラーヘッドとトレーラー（荷台）は別々にカウントして2両分の支援金を申請してよいですか？

A27 トレーラーヘッドとトレーラー（荷台）は別々に車検を受け、税金も納付されているので、どちらも支援金の対象となります。（2両分の支援金申請が可能）

Q28 支援金の申請台数一覧は何台まで記載できますか？

A28 様式上は25台までです。バス・タクシーで26台以上申請する場合は、2枚目の様式を作成してください。また、トラックは上限である20台までの記載としてください。

Q29 申請日時点とその後で車両状況が変わった場合は、報告の必要がありますか？

A29 申請日時点で判断するため、報告は不要です。

Q30 支援金はいつ支払われますか？

A30 支援金交付申請書提出後、審査を行い交付額の確定をします。その後、申請書類に記載された振込先口座にお振込みします。

4 その他

Q31 運送事業に係る許可書を紛失している場合はどうすればよいですか？

A31 群馬運輸支局へ提出し、証明を受けた「証明願」の写しを提出してください。証明日から、3か月以内のものに限り提出を認めます。

Q32 県税に滞納が無いことを証する書類(納税証明書)は、いつまでのものが有効ですか？

A32 申請時点で、証明日（発行日）から3か月以内の納税証明書をご提出ください。

Q33 支援金・補助金の交付決定後に書類の修正は可能ですか？

A33 金額変更を伴わない修正及び金額変更を伴うものの交付前の修正は可能です。金額変更を伴う交付後の修正は、増額・減額ともにできません。なお、交付後に減額となる修正すべき事由が判明した場合は、返還する必要があります。